

平成 29 年

御殿場市・小山町広域行政組合議会  
第 3 回 臨時会 会 議 録

平成 29 年 12 月 21 日 開 会

平成 29 年 12 月 21 日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会



平成29年御殿場市・小山町広域行政組合議会第3回臨時会会議録目次

12月21日

|              |   |
|--------------|---|
| ○議事日程        | 3 |
| ○会議に付した事件    | 3 |
| ○出欠席議員       | 3 |
| ○説明のために出席した者 | 3 |

会 議

|  |    |
|--|----|
| ○開会・開議   | 4  |
| ○日程第 1 会議録署名議員の指名  | 5  |
| ○日程第 2 会期の決定   | 5  |
| ○日程第 3 管理者提案理由の説明  | 5  |
| ○日程第 4 議案第21号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等<br>に関する条例の一部を改正する条例制定について | 6  |
| ○日程第 5 議案第22号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に<br>関する条例の一部を改正する条例制定について    | 7  |
| ○閉 会   | 10 |



平成29年御殿場市・小山町広域行政組合議会第3回臨時会会議録

平成29年12月21日（木曜日）

○議事日程

平成29年12月21日 午後1時30分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 管理者提案理由の説明

日程第 4 議案第21号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第 5 議案第22号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 辻川公子君  | 2番 平松忠司君  |
| 3番 勝間田幹也君 | 5番 芹沢修治君  |
| 6番 鈴木豊君   | 7番 遠藤豪君   |
| 8番 本多丞次君  | 10番 菌田豊造君 |
| 11番 田代耕一君 | 12番 梶繁美君  |
| 13番 神野義孝君 | 14番 高畑博行君 |

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

|           |        |
|-----------|--------|
| 管 理 者     | 若林洋平君  |
| 副 管 理 者   | 込山正秀君  |
| 副 管 理 者   | 勝又正美君  |
| 会 計 管 理 者 | 勝亦敏文君  |
| 事 務 局 長   | 青山修二君  |
| 消 防 長     | 田代佳丸君  |
| 庶 務 課 長   | 勝間田守正君 |
| 施 設 課 長   | 佐藤暁将君  |
| 衛生センター所長  | 勝間田邦雄君 |
| 消防次長兼管理課長 | 村松秀樹君  |
| 予 防 課 長   | 平野利政君  |

|             |        |
|-------------|--------|
| 消防本部次長兼警防課長 | 田代公一君  |
| 通信指令課長      | 谷中修君   |
| 御殿場消防署長     | 勝間田淳欣君 |
| 小山消防署長      | 佐藤清君   |
| 御殿場消防署副署長   | 岩田誠君   |
| 御殿場市副市長     | 瀧口達也君  |
| 御殿場市企画部長    | 志水政満君  |
| 御殿場市総務部長    | 近藤雅信君  |
| 御殿場市環境部長    | 勝間田安彦君 |
| 小山町副町長      | 室伏博行君  |
| 小山町副町長      | 高橋利幸君  |
| 小山町企画総務部長   | 湯山博一君  |
| 小山町住民福祉部長   | 小野一彦君  |
| ○職務のため出席した者 |        |
| 広域総務スタッフ副参事 | 林重樹    |
| 広域総務スタッフ主幹  | 長田和美   |
| 広域総務スタッフ副主任 | 稲優子    |

○議長（神野義孝君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、平成29年御殿場市・小山町広域行政組合議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開会

○議長（神野義孝君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（神野義孝君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程、管理者提案理由説明書、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は先に議員各位に配付済みであります。

○議長（神野義孝君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において2番 平松忠司議員、3番 勝間田幹也議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（神野義孝君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

平成29年第3回臨時会の会期は、本日12月21日の1日間といたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（神野義孝君）

御異議なしと認めます。

よって、第3回臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

○議長（神野義孝君）

日程第3 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました議案第21号及び議案第22号について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者

○管理者（若林洋平君）

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会第3回臨時会に提出をいたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は、条例案2件でございます。以下、議案番号に従い、順次御説明を申し上げます。

それでは、議案第21号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業承認期間について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第22号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」申し上げます。

本案は、平成29年人事院勧告に準拠し、一般職員の給与改定を実施するため、所要の改正を行うものでございます。

以上で、本日提出をいたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。

慎重な御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（神野義孝君）

日程第4 議案第21号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（青山修二君）

ただいま議題となりました、議案第21号について、説明いたします。

資料1 議案書の1ページをお開きください。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業承認期間の延長について所要の改正を行うものです。

改正の概要について説明いたしますので、資料2 議案資料の1ページをお開きください。

従来は、非常勤職員が取得できる育児休業期間は、対象となる子が1歳6か月に達するまでの間でしたが、一定の条件に該当する場合には、2歳に達するまで育児休業期間を延長できるようにするものです。

次に、新旧対照表で内容の説明をさせていただきますので、次のページをお開きください。

第2条は、育児休業を取得できない職員についての規定ですが、養育する子が2歳に達する前であっても、育児休業期間を延長しようとする期間において雇用が明らかに継続しない非常勤職員を育児休業を取得できない職員として追加するものです。

第2条の3は、第2条の4を追加したことによる文言の整理です。

次のページをお開きください。

第2条の4は、非常勤職員が育児休業期間を子が2歳に達するまで延長できる場合の条件を規定するものです。

第1号のとおり、非常勤職員が子の1歳6か月到達日において育児休業している場合又は非常勤職員の配偶者が子の1歳6か月到達日において育児休業している場合であって、第2号のとおり、非常勤職員が子の1歳6か月到達日後に育児休業を取得することが規則で定める継続的な勤務のために特に必要と認められる場合において、延長ができることとなります。

第2条の5は、第2条の4を追加したことによる条の繰り下げです。

第3条は、再度の育児休業を取得することができる特別の事情についての規定です。

子が2歳に達するまで育児休業を取得することができる場合の条件について規定をした第2条の4に該当する場合を第7号に追加するものです。

附則は、施行日を公布の日とするものです。



内容の説明は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（神野義孝君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（神野義孝君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより、議案第21号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（神野義孝君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神野義孝君）

日程第5 議案第22号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（青山修二君）

ただいま議題となりました、議案第22号について、説明いたします。

資料1 議案書の3ページをお開きください。

本案は、平成29年人事院勧告に準拠し、一般職の職員の給料表及び勤勉手当支給率を改定するため、所要の改正を行うものです。

初めに、給与改定の概要について説明いたしますので、資料2 議案資料の7ページをお開きください。

1の給料表の改定については、人事院勧告に準拠し、一般職員の給料表の水準を平成29年4月1日に遡って平均0.2%引き上げるものです。

具体的には、初任給を1,000円引き上げ、若年層についても同程度の改定を行うとともに、若年層以外の職員についても、400円の引き上げを基本に、全ての号給を引き上げるものです。

なお、現給保障を受けている職員については、引き上げ後の給料月額が現給保障後の給料の月額に満たない場合は、実際に支給される給料月額は据え置きとなります。

次に、2の勤勉手当支給率の改定については、人事院勧告に準拠して、勤勉手当の支給率を引き上げるものです。

具体的には、平成29年12月期の一般職員の勤勉手当支給率を0.1月、再任用職員については0.05月、それぞれ引き上げます。

なお、平成30年度以降については、平成29年12月期に引き上げた支給率を、6月期と12月期に2分の1ずつ振り分ける内容となっております。

次に、3の年間給与支給総額については、給料表及び勤勉手当支給率の改定に伴い、平成29年度の給与支給総額は、一般職の職員全体で約726万円、職員1人当たりの平均で、年間約4万1,000円の増額となります。

以上が、給与改定の概要です。

それでは、具体的な改正内容について新旧対照表により説明いたしますので、次のページをお開きください。

第1条関係について説明いたします。

第19条第2項は、12月期の勤勉手当支給総額の上限率を、一般職員については第1号の規定で100分の85から100分の95に改め、再任用職員については第2号の規定で100分の40から100分の45に改めるものです。

附則第6項と附則第11項は、勤勉手当の支給総額から、給与減額措置を実施している職員の勤勉手当減額分を減ずるための算定率を、改正後の勤勉手当支給率等に基づき改めるものです。

次に、12ページから21ページは、給料表を改正するもので、一般職の職員の給料表を、平成29年人事院勧告に準拠して改めるものです。

次に、第2条関係について説明いたしますので、22ページ、23ページをお開きく

ださい。

第19条第2項は、第1条関係で改めた勤勉手当支給率を、一般職員については第1号の規定で6月期・12月期ともに100分の90に改め、再任用職員については第2号の規定で6月期・12月期ともに100分の42.5に改めるものです。

附則第6項と附則第11項は、第1条関係の附則第6項と附則第11項で改めた勤勉手当減額の算定率を、第2条関係で改正した後の支給率に基づき改めるものです。

25ページをお開きください。

附則について説明いたします。

第1項は、施行期日を定めたもので、第1条関係の規定は公布の日から、第2条関係の規定は平成30年4月1日から施行するものです。

第2項は、適用期日を定めたもので、第1条関係で改正する給料表の改正は平成29年4月1日から、勤勉手当支給率の改正は平成29年12月1日から、それぞれ遡って適用するものです。

第3項は、条例改正前に支払われた給与を条例改正後の規定に基づいて支払われた給与の内払いとみなすことを規定するものです。

第4項は、規則への委任規定です。

以上が、本案の改正内容です。

今回の給与改定は、平成27年4月1日からの給与制度の総合的見直しによる、給料表水準の平均2%引き下げを挟んではおりますが、4年続いたのプラス改定となっております。

私ども職員一同、今後も、全体の奉仕者としての自覚のもと、厳正な規律や高い使命感、倫理観をもって職務に専念し、住民サービスの向上に努めるとともに、住民の皆様の期待と信頼に応えるべく、全力を挙げて職務に精励してまいります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（神野義孝君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（神野義孝君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（神野義孝君）

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（神野義孝君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより、議案第22号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（神野義孝君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神野義孝君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて平成29年御殿場市・小山町広域行政組合議会第3回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 神 野 義 孝

署名議員 平 松 忠 司

署名議員 勝間田 幹 也